

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

(1) 実施状況

城原川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成28年1月14日までに検討の場を3回開催した。

平成22年12月21日に開催した、検討の場準備会において確認された検討の場の規約をP.6-5に示す。

また、これまでの検討の場の開催状況は、P.1-6の表1.2-2 検討の場の実施経緯を参照。

(2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

○平成27年5月18日に開催した検討の場（第1回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

【佐賀県】 山口知事

- ・城原川は、近年でも洪水が発生しており、流域の方々の安全・安心のために、早期に治水方針が決定され、治水対策が実施されることが必要だと考えている。
- ・城原川の治水対策は、これまでも様々な議論がなされ、流水型ダムによらざるを得ないという一定の結論に至ったところであり、そうした経緯も踏まえて、この検証は出来る限り早期に進めていただきたい。
- ・県民の関心はダムコストだと思うので、それについても早めの検討を是非お願いしたい。
- ・検討の場を公開でやっていただいているのは非常に素晴らしい。これからは是非県民の信頼を得ながらやっていただきたいと思っている。これまで長年色々な経緯もあり、様々な思いの中で色々なご意見があるので、そうした様々な県民の意見には真摯に向かい合ってご対応いただき、そして、検証を速やかに進めていただきたい。

【佐賀市】 秀島市長

- ・数年前に嘉瀬川ダムが完成した時、城原川ダムはいろいろ問題提起があり、まだ全然手もついていなかった。このため、地域の皆さん達の心の内がものすごく伝わってきた。そのような意味では早めの実現できるように関係者の皆さん達のご苦労をお願いしたい。
- ・城原川と佐賀江川の合流点に国土交通省の排水機場があり城原川の流量を見ながら排水するなど時間的な制約もあると聞いている。そういう中で、城原川の

上流部で対策を取ることで佐賀江川との合流点付近の流量が現行と比べ緩和されると期待している。

【神崎市】 松本市長

- ・平成 17 年当時は神崎町長として城原川首長会議に関わらせていただいた。当時、「野越し」から越流させて一定の洪水は受忍しなければならないといった意見も出たが、今回の検討ではそのような案が一つも無いようにしてほしい。そのような案があれば問題である。
- ・従来の野越しを利用して受堤を造るという案があるが、雨が城原川流域だけに降れば良いが、神崎市内は内水位が上がっているので大変ではないかと考えている。城原川の水は城原川で処理する方針・方策を是非ともお願いしたい。
- ・今日、ゲリラ豪雨がどこでいつあるか分からない状態であり、城原川流域に 100mm/h でも降ったら、お手上げである。そのようなことを考えたとき一日でも早く検証が進むように、きちっとやっていただきたい。一日でも早く、安全になるようなことを実現していただきたい。

○平成 27 年 9 月 1 日に開催した検討の場（第 2 回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

【佐賀県】 和泉県土づくり本部長

- ・パブリックコメントの内容を受けて治水対策案を追加して検討されたことは非常によかったと思う。今後、抽出された対策案を評価軸で検討されていくと思うが、城原川は近年も大きな洪水が起きて、いつ氾濫が起きてもおかしくない状況であり、いち早く治水対策を進めていただきたいというのが地域の強い考えとしてある。この評価軸の中で実現性になると思うが、出来るだけ早く治水安全度を高めていく方式としてどのようなものかという点についても是非よく考えていただきたい。
- ・今後の進め方について、関係住民の意見を聴く場、学識者の意見を聴く場が開催されていくと思うが、佐賀県としてはプロセスを重視して、きちんと意見を聴きながら丁寧に進めていただきたい。

【佐賀市】 秀島市長

- ・佐賀市内の平野部は大雨が降って、有明海の満潮の時期にぶつかると浸水被害にビクビクしないとならない。そういう中で、佐賀江川が主要排水河川になっ

ているが、城原川の上流部からどんどん水が流れてきて満杯状況であれば佐賀江川の水が吐けない。そういう意味では、城原川の水を上流部で止めたり、押さえて頂いて、佐賀市内の水が吐けるような治水事業を一日でも早く進めてほしい。

【神埼市】 松本市長

- ・今回の点検でダム事業の工期が1年間短くなるという事を聞いて、私も一日も早く安全性を確保するという立場から非常に有り難いことだと感じた。出来ればもっともっと短くしてほしい。

○平成28年1月14日に開催した検討の場（第3回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下の通りである。

【佐賀県】 和泉県土づくり本部長

- ・野越しを生かした治水対策案をとるとすれば受堤を設けて家屋等の浸水は避けながら、既存施設を生かすという方法が野越しを生かす方法だろう。神埼市長からも野越しを越えて下流に拡散するようなことは考えられないというのもあり、受堤を付けるということは理解できた。平成17年の城原川首長会議も踏まえ、洪水リスクを受忍するという案は現実的に難しいということから、今回野越しを活用し、受堤を造り家屋への浸水リスクを回避するとした案については妥当な立案であるということが理解できた。
- ・河川整備基本方針レベルの洪水が起きたときの安全度について、ダム案は計画高水位は超えないが、その他の案では超えてしまう結果となっている。今回の検証については、整備計画レベルまでの整備を考えているということだが、将来基本方針レベルを目指す際、ダム案以外についてはさらに追加対策が必要になり、その対策工事が難しい場合や手戻りが生じる場合もあると考える。そのような評価軸のことも考えるべき。

【佐賀市】 赤司副市長

- ・佐賀市の多布施川から東側に降った雨は佐賀江川に流れ、城原川が合流しているが、中心市街地の浸水対策として佐賀江川に排水する水路の計画もあり、佐賀江川の負担が非常に大きくなってきている。城原川の水位が高いと佐賀江川の水が排水できないことから、佐賀江川の負担軽減（治水効果を高める）のためにも、城原川の治水整備を早く進めていただきたい。

【神崎市】松本市長

- ・「野越しの存置の考え方」において 540 トン（河川整備計画レベル）で越水シミュレーションをしていただいているが、平成 21 年、野越しから越水した時はだいたい 430 トン流れたとのこと。本当にあの程度で済んだから良かったが、野越しを越えたらいけないという気持ちがある。もっと大きな流量、降雨を想定することも考えるべき。
- ・野越しから越水していいという発想に立たずに進めてもらいたい。大きな雨が城原川の流域に降った場合にどうなるかが一番心配である。
- ・地元（水没予定地区）では以前、色々と反対もあったかもしれないが、今日は早急にダム建設をやってくれという段階にきている。将来可能であるとすれば、「もっと大きく、高くしてほしい」ということを今後国に対してお願いしたい。
- ・安全度の中で、10 年後だと全ての治水対策案は出来ておらず、15 年後ではダム案のみ出来ているとなっているが、出来るだけ早くお願いしたい。1 日も早く、いつ雨が降るかわからないので、よろしくお願いしたい。

「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」 規約

(名称)

第1条 本会は、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下「検討の場」という。）と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検証主体（国土交通省九州地方整備局）による城原川ダム事業の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)

第3条 検討の場は、別紙－1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

(情報公開)

第4条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。
ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年12月21日から施行する。

別紙－ 1

「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成

【構成員】

佐賀県知事

佐賀市長

神埼市長

【検討主体】

九州地方整備局長

(注) 構成員および検討主体については、代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

城原川ダム事業の検証において、検討の参考とするため、主要な段階でパブリックコメントを行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下の通りである。

6.2.1 意見募集の概要

(1) 意見募集対象

- 1) 提示した対策案以外の具体的対策案の提案
- 2) 複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見

(2) 募集期間

平成 27 年 5 月 19 日～平成 27 年 6 月 17 日 (30 日間)

(3) 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メール、回収箱への投函のいずれかの方法

6.2.2 意見募集結果の概要

(1) 意見提出者

- ・ 36 (個人 35、団体 1) のご意見を頂いた。

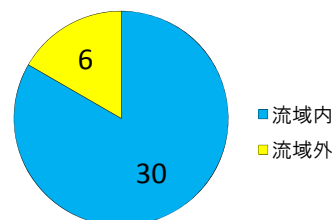


図 6.2-1 意見提出者の内訳

(2) 意見概要

- 1) 提示した対策案以外の具体的対策案の提案
 - ・ 具体的な治水対策案のご提案があった。
- 2) 複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見
 - ・ 各治水対策案の評価等についてご意見があった。
 - ・ 2 件の具体的な治水対策案の抽出に対するご提案があった。

表 6.2-1

寄せられた意見と検討主体の考え方

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
1. 提示した複数の治水対策案以外の具体的対策案の提案		
【ダムを含む対策案の提案】		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画（河道改修＋城原川ダム）に加え、佐賀導水路を参考に城原川ダムより佐賀県道21号三瀬神埼線～佐賀県道31号佐賀川久保鳥栖線の直下に埋設導水管を設け、田手川等へ異常な洪水時のみ排水させる案。 ・現計画（河道改修＋城原川ダム）に加え、遊水地の変わりに、平地ダムを設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、現計画（河川整備計画）とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」にて提示したダムを含まない複数の治水対策案（16案）について、概略評価として、代表的な方策別にグループ化の上、グループ5を含む各グループ内において、コスト的に最も有利な案を抽出しています。 ・以上の考え方で検討を行っていますが、ご提案のありましたダム地点より県道21号線～県道31号線に埋設導水管を設け田手川へ放水する案について、同類の治水対策案である治水対策案⑤「放水路（田手川ルート）＋河道の掘削」を基本として、今回新たな治水対策案⑤'として立案します。 ・ご提案のありました平地ダムについては、城原川において洪水の一部を河道内（遊水地候補地付近）に貯留するものとすれば、延長約600mにわたり堤防を約800m引堤し、川幅を拡げることとなり、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」で提示しました河道外に貯留する遊水地案と同等の洪水調節手法となると考えております。
2. 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
【河川整備計画案について】		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・『城原川ダム＋河道改修』以外の16案については、大幅な河道掘削、現況川裏部への遊水池など、現在の生活空間に対する改変範囲が大きく、その影響は避けられないと考えます。降雨強度が以前に比べ大きくなっていくことが推測される中、安全・安心な生活空間を確保するためには「城原川ダム＋河道改修」が総合的観点からベストと考える。 ・昨今は、これまでより大きい集中豪雨が多数発生しており、それらに対して治水対策で安心・安全を確実に確保することが重要と捉え、城原川ダム＋河道改修案が早急に必要と考える。 ・ダム以外の治水は何れも関係住民の理解を得るためには長期間を要すと思う。下流域住民が安心・安全に生活ができる施策は河川整備と併せた上流にダム建設が最良の手段である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき予断を持たずに検討を行っています。 ・引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取り纏めたいと考えています。

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
【評価手法について】		
3	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の気象状況を考慮すると洪水対策は喫緊の課題である。対策案の決定については、コスト、迅速性（事業の進捗性）、気候や社会環境の変化、安全度や対策に係る期間などを含めた総合的な判断が必要であると思う。 ・全体工期に多大な影響を与える用地買収が少ない案が有利と考える。 ・検討の場で提案されたダム以外の治水は何れも関係住民の理解を得るためには長期間を要すと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。（略）1)安全度（略）2)コスト（略）3)実現性（略）4)持続性（略）5)柔軟性（略）6)地域社会への影響（略）7)環境への影響（略）」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしています。 ・ご指摘のありました対策案の評価にあたっては、コストについては2)コストにおいて「完成までに要する費用はどのくらいか」、「維持管理に要する費用はどのくらいか」、迅速性（事業の進捗性）、対策に係る期間については1)安全度において「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」。気候や社会環境の変化については5)柔軟性において、「地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうか」。用地買収や関係住民の理解については3)実現性において「土地所有者等の協力の見通しはどうか」、「その他の関係者との調整の見通しはどうか」などにおいて評価を行ってまいります。
【水利用について】		
4	<ul style="list-style-type: none"> ・「コスト的に最も有利な案を治水対策案として抽出する」のであれば、組み合わせではなく城原川ダムそのものを貯水型にするなどの方が結果として最も安価で妥当な案となるのではないかと。 ・城原川ダム建設にあたり、洪水調整のみを目的とした流水型ダムとのことであるが、城原川沿川の水利利用合理化の具体的内容が分からない。貯留型ダムとの水利利用合理化の比較は必要ないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）資料－3 検証の方針について」に示したとおり、「関係行政機関で構成される「城原川沿川の水利利用を合理化することにより城原川の水収支に不足は生じないことを確認しており、城原川ダムにおける「不特定容量の確保の必要性」はないと判断している。よって、城原川ダムは、洪水調節のみを目的とした流水型ダムとして検証を行う。」こととしていることから、ご指摘のありました貯水型としての検証は考えておりません。 ・水利利用の合理化とは、現状で河川の水量が少ない時には下流部に水が行き届かないことがあることから、上下流の取水バランスを調整し、取水施設の統廃合などの効率化を図ることによって適正な管理を行い、必要な地域に必要な量の水が行き渡るようにすることです。
【ダム周辺の地質・構造について】		
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム予定地域は脆く崩れ易い性質の花崗石質とのことであるため、大量の水を溜めた時、一斉放水の時に崩壊する可能性もあり、心配である。 ・穴あきダムに対する大きな不安がある。 ・流水型ダムは、大洪水時には閉塞して洪水調節機能を喪失する危険性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各治水対策案を検討する上では、ダム案を含め「河川管理施設等構造令」や「河川砂防技術基準」等に定められた所定の安全性を満足する構造において治水対策案を立案しています。 ・ご指摘のありましたダム予定地域の崩壊の可能性につきましては、一般的にダムを建設する際には、「河川管理施設等構造令」で必要とされる技術的基準を踏まえて検討し、必要な対策を実施しています。また、洪水吐の閉塞の可能性につきましては、ダム上流に流木止め等の捕捉施設、放流口にはスクリーンを設置する等し、必要な対策を講じています。

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
【決壊しない・決壊しづらい堤防について】		
6	<ul style="list-style-type: none"> ・決壊しない（しづらい）堤防を現在の工法として取り入れる。昔から決壊しないように努力してきた。この方法により氾濫被害を小さくする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「決壊しない堤防」、「決壊しづらい堤防」については、開発を進めることは重要だと考えております。しかしながら、現時点において、技術的に手法が確立されていないことから適用は困難であると考えております。
【部分的に低い堤防の存置の活用について】		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・城原川の伝統的な治水対策「野越」の治水効果を正しく評価すれば、城原川ダム無しに必要な治水安全度を十分に確保することが可能である。 ・治水計画の基本的前提が誤っているため、超巨額の費用が必要となっている。基本的前提の誤りを正せば、野越が城原川ダムに代わる有効な治水対策になる。 ・流域治水を提案する。 ・河川整備計画の治水安全度 1/50 は、210m³/秒を城原川ダムで調節するとしている。しかし、この治水方式は城原川の従前の治水方式を否定するもので、その是非が問われなければならない。従前の治水方式が持つ治水機能では安全度 1/50 に耐えられないのかを吟味する必要がある。 ・先人の工夫、知恵は活かしていくべき。その為には長く地域で暮らしてこられた住民の経験、先祖の方々からの言い伝えにも耳を傾けていくべきである。 ・ダム依存治水は、治水目標流量が河道負担流量よりも大きいときに洪水流量調節をダムで行う治水方式である。この手法は、洪水流量がダムの調節機能を超えた場合に甚大災害を起こしやすい。幸い、城原川には霞堤・野越し・草堰が現存している。近代河川工学を振り回すのではなく、日本古来からの水とのつきあい方をしっかりと引き継ぐのがよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・ご提案いただいた「野越し」につきましては、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」における治水対策案の一つである「部分的に低い堤防の存置」として検討しております。ご指摘のありました現存する野越しの活用（部分的に低い堤防の存置）については、下流へ流れる洪水を 50m³/秒程度低減させる効果が見込まれることから、目標とする安全度を確保するため、他の方策と組合せ治水対策案ケース⑧、⑨、⑩、⑭、⑮、⑯として立案しています。 ・一般に目標を上回る洪水が発生した場合でも、洪水時はダムから放流される流量がダム貯水池に流入する量を超えることはありません。
【治水対策案の抽出について】		
8	<ul style="list-style-type: none"> ・グループ 5 が良いが、掘込方式の遊水地（ケース⑯）の受け入れは難しいと思う。コストが上がっても地役権方式にすべき。コスト優先ではなく将来に渡る地域の利益を考えるべきである。この流域の本来の遊水地のあり方を考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の基本的な考えに基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、ダムを含む案とダムを含まない複数の対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の 1)～7) で示すような評価軸で実施する。（略）1)安全度（略）2)コスト（略）3)実現性（略）4)持続性（略）5)柔軟性（略）6)地域社会への影響（略）7)環境への影響（略）」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしています。

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
2. 複数の治水対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見		
【治水対策案の抽出について】		
8		<ul style="list-style-type: none"> ・「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第1回）」にて提示したダムを含まない複数の治水対策案（16案）について、概略評価として、代表的な方策別にグループ化の上、グループ5を含む各グループ内において、コスト的に最も有利な案を抽出しています。 ・ご提案のありました治水対策案ケース⑮に用いている新たに設置する「地役権方式の遊水地」については、下流へ流れる洪水を80m³/秒程度低減させる効果が見込まれることから、目標とする安全度を確保するため、他の方策と組合せて立案しています。 ・以上の考え方で検討を行っていますが、ケース⑯に「雨水貯留施設＋雨水浸透施設＋水田等の保全＋部分的に低い堤防の存置＋遊水地（掘込方式）＋河道掘削」に加え、今回ご提案のありましたケース⑮「雨水貯留施設＋雨水浸透施設＋水田等の保全＋部分的に低い堤防の存置＋遊水地（地役権方式）＋河道掘削」を新たに概略評価による治水対策案の抽出結果に追加します。 ・なお、治水対策案⑮と⑯の違いを分かりやすく対比するために⑯の説明資料に遊水地内掘削のボリュームを追記し、再提示させていただきます。
【治水対策案の目標について】		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の集中豪雨や降雨強度の数値も以前とは変わってきているため、洪水対策として整備するのであれば、目標流量の540m³/秒や洪水調節効果分（約210m³/秒）の数値も検証し、整備目標の流量を再設定して整備することが好ましいと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」と規定されています。これに基づき、過去の洪水の雨量データ等について点検を行いました。今回の検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映したデータを用いて実施しております。 ・なお、河川整備計画の目標を上回る洪水については、対策案の評価の際、評価軸の中の1)安全度において「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」などについて評価を行ってまいります。
【その他】		
10	<ul style="list-style-type: none"> ・（第1回）検討の場で提示された治水対策案以外の具体的対策案の提案はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき予断を持たずに検討を行っています。 ・引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取り纏めたいと考えています。

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3. その他		
【早期の方針決定について】		
1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生する度に不安な日々を送っている。一日も早くダム問題が解決して安心安全な生活が出来る様お願いしたい。 ・水没予定地域の住民は約45年もの間、ダム問題に翻弄されてきた。一日でも早い解決をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水没予定地域を含む皆様におかれましては、長年の間、大変なご苦労、ご心労をお掛けし、誠に申し訳ございません。 ・今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき予断を持たずに検討を行っています。 ・引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取り纏めたいと考えています。
【ダムの環境への影響について】		
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・流水型ダムは、河川環境に多大な影響を与えるものであるため、建設してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。（略）1)安全度（略）2)コスト（略）3)実現性（略）4)持続性（略）5)柔軟性（略）6)地域社会への影響（略）7)環境への影響（略）」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしています。 ・ご指摘のありました河川環境に対する影響については、対策案の評価として、7)環境への影響において「水環境に対してどのような影響があるか」、「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」、「土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか」などについて評価を行ってまいります。
【地域社会への影響について】		
1 3	<ul style="list-style-type: none"> ・人と川と動植物との交わりが深まる配慮が必要である。ダム建設となれば尚一層川との繋がりが希薄になるのではと心配している。再び人が川に親しむことが、川を大切に守って行くことだと確信する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。（略）1)安全度（略）2)コスト（略）3)実現性（略）4)持続性（略）5)柔軟性（略）6)地域社会への影響（略）7)環境への影響（略）」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしています。 ・ご指摘のありました人と川と動物の交わりや川への親しみについては、対策案の評価として、6)地域社会への影響において「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」、7)環境への影響において「景観、人と自然との豊かな触れ合いにどのような影響があるか」などについて評価を行ってまいります。

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3. その他		
【ダムの必要性について】		
1 4	<p>・約45年余り、水没地区の住民はダムに翻弄されてきた。水没地住民の心の叫びです。早期に解決し、一日も早いダム建設をお願いしたい。</p> <p>・昭和28年の大洪水以来、河川改修等による取り組みが今日までなされてきましたが、決壊と改修の繰り返しでは、住民の安全はいつまでたっても確保することはできない。ゲリラ豪雨などの突発的な集中豪雨は一層不安な生活をもたらしており、常識を越えた自然災害に対応できる方法はダム以外にないと思う。</p> <p>・代替治水案5案が提示されたが、「時間100mmを越えるゲリラ豪雨の頻発傾向」、「人命を守る避難時間の確保」、「現地の40数年の辛苦に対応できる事業」から、ダム建設の事業を要望する。</p> <p>・ダムの必要はない。ダム計画が最初にもちあがってから60余年、その間少なくとも地元住民からの切実な声としてのダム要望は挙がっていない。</p> <p>約60年間、宙ぶらりん状態だった脊振の人たちのために、ダム中止を早く決め、遊水地の復活を含めた堤防補修を進めてほしい。</p>	<p>・水没予定地域を含む皆様におかれましては、長年の間、大変なご苦労、ご心労をお掛けし、誠に申し訳ございません。</p> <p>・今回の城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から九州地方整備局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これに基づき、予断を持たずに検討を行っています。</p> <p>・引き続き、予断を持たず評価検討等を進め、できるだけ速やかに対応方針（案）を取り纏めたいと考えています。</p> <p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で実施する。（略）1)安全度（略）2)コスト（略）3)実現性（略）4)持続性（略）5)柔軟性（略）6)地域社会への影響（略）7)環境への影響（略）」と規定されております。これに基づき、抽出された対策案について評価を行うこととしています。</p> <p>・ご指摘のありましたゲリラ豪雨などの突発的な集中豪雨においては、対策案の評価として、1)安全度において「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」などにおいて評価を行ってまいります。</p> <p>・城原川ダム事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、目標とする安全度を満足するため、ご提案のありました遊水地を含めた26の方策より様々な治水対策案を立案・評価し、対応方針（案）を決定することとしております。</p>
【城原川の基本高水流量等について】		
1 5	<p>・城原川の治水対策案はその基本的前提を根本から見直す必要がある。すなわち、治水計画の目標流量540m³/秒が過大、河道目標流量（将来の流下能力）330m³/秒が過小であるので、適正な値に是正することが必要である。</p> <p>・基本高水が大きすぎる。28水当時の城原川流域での雨量データがあるため、それをもとに計算をやり直すべき。</p>	<p>・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」と規定されています。これに基づき、過去の洪水の雨量データ等について点検を行いました。今回の検証に係る検討は、点検の結果、必要な修正を反映したデータを用いて実施しております。</p> <p>・城原川における河川整備計画である「筑後川水系河川整備計画」は、平成15年10月に策定された河川整備基本方針に対応した規模（概ね150年に1回の確率で発生する洪水）を将来の目標とした上で、計画的に河川整備を実施していく必要があることから、まずは20年～30年後の河川整備の目標を明確にするため、概ね50年に1回の確率で発生する洪水の安全な流下を目標として平成18年7月に策定したものです。</p> <p>なお、ご指摘のありました昭和28年洪水の雨</p>

分類 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
3. その他		
【城原川の基本高水流量等について】		
15		量データについても、目標とする流量を決定する際に、対象に含めて検討を行っています。
【その他】		
16	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の時間雨量が多いときは 100mm 以上という状況が全国各地で発生しているが、私達の住環境も土石流の危険地帯であり、非常に心配な面がある。一刻も早くこの問題を解決していただきたい。 ・雨水貯留施設は城原川流域内の学校、公園を対象として、佐賀平野で一般に広めてほしい対策案と思います。 ・生態系が貧弱になっているため、回復させる努力システムを取り入れてほしい。 ・地元の事は、地元の人達と共に考え、相談して、相互理解、納得して進めることが出来るように、その中心になっていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・皆様から頂いた貴重なご意見は今後の河川整備にあたっての参考とさせていただきます。

6.3 意見聴取

「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」について学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施する予定。

また、これらを踏まえて「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（原案）案」を作成し、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

河川に関し学識経験を有する者からの意見聴取を実施し、その結果について記述する予定。

6.3.2 関係住民からの意見聴取

関係住民からの意見聴取を実施し、その結果について記述する予定。

6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。

6.3.4 事業評価監視委員会からの意見聴取

事業評価監視委員会からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。